

パートタイム労働者・有期雇用労働者



パートタイム・有期雇用労働法2020年4月1日施行
..... 中小企業は2021年4月1日適用

正規雇用と非正規雇用の 不合理な待遇差は禁止です!

正社員



解説

非正規雇用労働者は正社員との待遇差について事業主に説明を求めることができます。

基本給や賞与、手当など、あらゆる待遇について、個々の待遇の性質や目的に照らして、不合理な待遇差を設けてはなりません。待遇に違いがあった場合、その違いが「不合理ではない」ことを説明できるようにしなければなりません。



【問合せ・相談窓口】

高知労働局雇用環境・均等室 電話 088-885-6041

【事業場からの相談のみ対応】 高知県働き方改革推進支援センター フリーダイヤル 0120-899-869